

○宇治市障害者地域活動支援センター事業実施要項

（趣旨）

第1条 この要項は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく地域活動支援センターに障害者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援（以下、「支援」という。）を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

（支援の対象者）

第2条 支援の対象者は、宇治市内に居住地を有する法第4条第1項に規定する障害者とする。

（支援の内容）

第3条 支援は、平成18年厚生労働省令第175号に定める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準のほか関係法令を遵守して行うものとする。

（登録事業者）

第4条 市長は、法第79条第2項の規定に基づき届け出を行ったもののうち、適切な支援が提供できると認めた事業者を障害者地域活動支援センター名簿（以下「事業者名簿」という。）に登録する。

2 市長は、前項により事業者名簿に登録した事業者（以下「登録事業者」という。）から、支援が提供できない旨の申出があったとき、又は登録事業者が適切な支援を提供できないと認めたときは、当該事業者を事業者名簿から削除するものとする。

（支援の申請）

第5条 支援を受けようとする者（以下「利用者」という。）は、

あらかじめ、氏名及び住所その他申請に必要な事項を記入した利用申請書を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、必要な調査を行い、利用の適否を決定の上、利用者に通知し、利用者証を交付するものとする。

（支給決定期間及び更新申請）

第6条 前条第2項による支給決定期間は、決定を行った日から起算して3年以内とする。

- 2 支給期間満了後も引き続き事業を利用しようとする場合は、利用者は、支給期間満了日までの1か月以内に前条第1項に規定する申請を行わなければならない。

（利用の方法）

第7条 利用者は、支援を必要とするときは、利用者証を登録事業者に提示し、登録事業者と支援についての契約を締結し、支援を受けるものとする。

（利用料）

第8条 利用者は、支援を受けたときは別表により算定された支援に要する費用（以下「費用」という。）に千分の二十五を乗じた金額（以下「利用料」という。）を負担し、登録事業者に支払うものとする。

- 2 市長は、利用者と同一世帯に属する者（本人及びその配偶者）が地域活動支援センターの支援提供のあった月の属する年度（地域活動支援センターの支援提供のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されない者である場合は、利用料を減免することができる。
- 3 市長は、利用者が生活保護法（昭和24年法律144号）に基づく生活扶助を受けている場合は、利用料を減免することができる。

4 市長は、登録事業者が次の各号のすべてに該当し、かつ地域生活支援事業実施要綱（平成18年障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に規定する地域活動支援センター機能強化事業の地域活動支援センターⅢ型に該当すると認められるときは、その利用者の利用料を減免することができる。

（1）開所日数が年間240日以上であること。

（2）1日の開所時間が原則として7時間以上であること。

（3）小規模作業所としての運営実績が5年以上あること。

5 前項の規定に関わらず、京都府障害者共同作業所入所訓練事業費補助金対象事業から移行した宇治市外の地域活動支援センターの利用料については、当該市町村の利用料の算定方法により算定するものとする。

（費用の起算日）

第9条 利用者が月の途中で利用する地域活動支援センターを変更したときの、支援にかかる費用を請求できる起算日は、新たに利用する地域活動支援センターの費用の算定方法が時間及び日額の場合は当日から、月額の場合は翌月からとする。

（費用の支払い）

第10条 支援を行った登録事業者は、利用者に代わって、費用から利用料を控除した額を、支援を行った月の翌月10日までに、市長に対し請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があった日から30日以内に、その内容を確認のうえ、予算の範囲内において請求額を登録事業者に支払うものとする。

3 宇治市外の地域活動支援センターを宇治市内に居住地を有する者が利用した場合の支援にかかる費用は、当該市町村の費用の算定方法により算定するものとする。

（利用の変更及び廃止）

第 1 1 条 利用者は、次に掲げる事項に該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 利用者の所得状況に変更が生じた場合

(2) 利用者の住所等を変更した場合

(3) 利用者の心身の状況に大きな変化があった場合

(4) 支援を必要としなくなった場合

(遵守事項)

第 1 2 条 登録事業者は、利用者に対し適切な支援を提供できるよう、従事者の勤務体制を定めておかななければならない。

2 登録事業者は、従事者の資質向上のため及び適切な支援を提供するため十分な研修を行わなければならない。

3 登録事業者は、支援提供時に事故が発生した場合は、利用者の家族等及び市長に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 登録事業者は、従事者、会計、利用者への支援提供に関する諸記録を整備し、支援を提供した日から 5 年間保存しなければならない。

5 登録事業者及び従事者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第 1 3 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 2 1 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

宇治市障害者地域活動支援センター（Ⅲ型）の支援に要する費用

宇治市障害者地域活動支援センター（Ⅲ型）の支援に要する費用は以下により算定する。

区 分		月 額
基 礎 分	家賃、水道光熱費及び通信費分	1 5 0 , 0 0 0 円
	機能強化事業（職員常勤化）分	1 2 5 , 0 0 0 円
実 績 分	1 か月あたり 3 日以上 5 日未満通所した利用者の支援に要する費用	9 , 2 0 0 円
	1 か月あたり 5 日以上 1 0 日未満通所した利用者の支援に要する費用	2 0 , 7 0 0 円
	1 か月あたり 1 0 日以上 1 5 日未満通所した利用者の支援に要する費用	3 2 , 2 0 0 円
	1 か月あたり 1 5 日以上 2 0 日未満通所した利用者の支援に要する費用	4 3 , 7 0 0 円
	1 か月あたり 2 0 日以上通所した利用者の支援に要する費用	5 7 , 5 0 0 円
	施設外活動加算	センター職員が施設外で当該利用者に支援を行った場合に、支援時間が 3 時間未満につき 2 分の 1 日、3 時間以上につき 1 日を当該月の通所日数に加算する。

実績分	欠席時対応加算 利用者が通所しなかった日に、センター職員が当該利用者に電話等による支援を行った場合、1利用者当たり1日に1回を限度とする当該月の支援回数に1,000円を乗じた額を加算する。
	入退院時支援加算 家族等から入退院に係る支援を受けることが困難な利用者が3日以上入院をした場合において、利用者が入院している病院又は診療所をセンター職員が訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合、1月に1回を限度として、1回当たり5,800円を加算する。また入院期間が2か月以上にまたがる場合の2月目以降のこの加算の取扱いについては、当該2月目において入院日数が3日に満たない場合、当該2月目については、この加算を算定しない。 なお、退院した月において、前記の入院時の支援とは別に、利用者が入院している病院又は診療所をセンター職員が訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合、前記加算とは別に1利用者入院1回当たり1回を限度として5,800円を加算する。
	医療機関等連携加算 利用者の支援にあたり、センター職員が医療機関ほか関係機関との連携会議を行った場合、1利用者当たり1回につき5,800円を加算する。

＜別表 1 についての注意事項＞

注 1 登録事業者が宇治市外に居住する利用者に支援を行った場合は、当該年度に次の算定式により基礎分を算定するものとする。

宇治市の利用者の通所日数の合計

————— × 基礎分の年額

利用者全員の通所日数の合計

注 2 宇治市障害者地域活動支援センター（Ⅲ型）と他の日中活動サービスを併用利用した月において他の日中活動サービスの報酬と重複しない通所日が 1 日以上ある場合及び引きこもりがちで就労定着の困難な者が宇治市障害者地域活動支援センター（Ⅲ型）を利用しその通所日数が 3 日に満たない場合において、当該通所日数に 2, 300 円を乗じて実績分を算定するものとする。

別表 2

宇治市社会福祉協議会地域活動支援センターの支援に要する費用

宇治市社会福祉協議会地域活動支援センターの支援に要する費用は以下により算定する。

一回当たりの支援に要する費用 560 円 / 時

別表 3

社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会山城地域活動支援センターの支援に要する費用

社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会山城地域活動支援センターの支援に要する費用は以下により算定する。

一回当たりの支援に要する費用	一般	800円 / 時
	盲ろう	1000円 / 時